## 田辺市議会議長交際費の支出基準及び公開に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、議長が田辺市議会を代表して行う、議会運営のため外部と交際を必要とする場合に支出する費用(以下「交際費」という。)の適正かつ公正な支出を図るため、その支出基準及び公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(議長交際費)

第2条 議長交際費とは、議長等が田辺市議会を代表し、対外的活動を行うために必要と 認める場合に、予算の範囲内で支出する経費をいう。

(議長交際費の支出)

第3条 議長交際費の支出については、その相手方や内容が相当であり、社会通念上妥当 と認められる範囲において行うものとする。

(支出区分)

- 第4条 交際費は、支出の内容により次のとおり分類する。
- (1) 慶祝金 市の振興に関わりのある団体又は個人の慶事に係る支出
- (2)激励金 本市の公益性を高める団体を激励するために係る支出
- (3) 協賛金 市政の円滑な遂行上、必要と認める事業及び催事等への参画並びに賛助 に係る支出
- (4) 弔 慰 市政関係者及びその親族に対する香料及び生花等に係る支出
- (5) 渉外費 市議会運営に資するために行う外部との意見交換や情報収集のための懇談及び各種団体が主催する総会、懇談会、町内会等の催事等に出席する経費で、公益上適当と認められる場合の支出

(支出基準)

第5条 前条に規定する支出区分に対応する支出基準は、別表のとおりとする。

(議長交際費の公表)

- 第6条 議長交際費の公表は、次に掲げる事項について個人情報に関わる部分を除き、毎 月当月分を翌月末までに田辺市議会のホームページに掲載するとともに、議会事務局に おいて閲覧に供することにより行う。公開請求があったときは、当該請求人に交際費支 出表を公開するものとする。
  - (1) 支出日
  - (2) 支出区分
  - (3) 支出内容
  - (4) 支出金額
- 2 公開の時期は、当該請求のあった日までに支出を終了した日までに係るものとする。 (議長交際費の見直し)
- 第7条 議長は、議長交際費の支出内容又は金額等が市民感覚と合致したものになるよう、 社会経済状況の変化等に十分配慮し適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

改正

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

## 交際費支出基準表

項目	区 分	対 象	金額等	備考
慶祝	各種祝賀会	会費の明示がある 場合	会費相当額	招待されたときも含む
	寸 志	会費の明示がない 場合	10,000 円以内	酒類の場合 酒2~3本相当
激励金		公的団体又はそれ	通常 5,000 円から	市の施策及び宣伝の推
	激励金	らに準じる団体等	10,000 円程度	進に資するもの。
		が全国的な大会に	限度 30,000 円	通常額を超える場合の
	.1 .D	出場する場合	(個人の場合限度	支出はその必要性を慎
			は10,000円)	重に勘案する
協賛金	協 賛 金 賛 助 金	公的団体及びそれ らに準じる団体が 実施する事業及び	通常 5,000 円から 10,000 円程度	議会として賛同でき る事業又は催しで、支 出の適格性、市から補
	寸 志	行事等に参画し又 は支援する場合	限度 30,000 円	助の有無等を勘案して 支出する
弔 慰	弔慰	現市議会議員本人 及びその配偶者又 はその父母、子が死 亡の場合 元市町村議会議員 本人	10,000 円 限度額 20,000 円	通常は供花とする
		市特別職本人及び その配偶者、その父 母及び兄弟、現市職 員本人	同 上	通常は供花とする
涉外費	懇談会費	議会運営に資する 懇談会に要する費 用	社会通念上妥当と認められる範囲内	飲食を伴う場合は、1 名につき 6,000 円を限 度とする。
	贈答品費	議会運営上必要な 相手に対する手土 産等	同 上	公務員への贈呈は対象 外とする。
	会 費	慶祝金に準じる	慶祝金に準じる	慶祝金に準じる

上記の基準に分類できない場合、その他特別の場合で特に必要があると認めるときは、 議長がその都度、社会通念上妥当と認める額の範囲において支出することができる。